



<編集部より>

今年で発足25年の節目となる証券取引等監視委員会(以下、監視委員会)の新委員長に、長谷川充弘氏が就任した(平成28年12月)。長谷川委員長は、委員長就任以前、大阪地検や東京地検の特別捜査部などにおいて様々な経済事件を取り扱ってきたご経験の持ち主である。本インタビューでは、当時の振り返りとともに、監視委員会が新たに策定した「中期活動方針(第9期)」のポイントや、問題の未然防止に向けた「フォワード・ルッキングな視点」による活動、IT化の進展に伴い生じてきた新たな法令違反への対応等についてお話いただいた。

1. 就任後の所感等

近年、有価証券報告書の虚偽記載等の事案が起き、監視委員会の活動への注目・期待が高まっております。こうした中で委員長に就任された感想をお聞かせください。

監視委員会は、発足して25年の節目にあたります。証券市場などの公正性・透明性の確保のために大きな権限を有し、重い責任を持つ監視機関として、市場関係者をはじめとした多くの方々から期待されています。監視委員会の委員長として重責を担いますので、身の引き締まる思いであります。

委員長のご経歴を踏まえてお尋ねします。委員長就任以前は、監視委員会の活動をどのようにご覧になっていましたか。また、実際に内部に入られてこれまでと違った御認識などはもたれましたか。

私が検事になって若手から中堅になるような頃にバブルが崩壊しました。当時は大阪地方検察庁の特別捜査部に在籍しており、その頃に証券市場について考えさせられる事件がありました。ひとつは、ある関西の会社が、バブルの時期特有の財テクの失敗から大きな損失を出しました。それが公表される前に、メインバンクである関西の金融機関が売り抜けをして巨額の損失を回避したのです。しかし当時はこういう委員会もなければインサイダーを規制する法律もなく、みな歯がゆい思いをしたことがあります。私は、それを間近に見ていました。

それからある経済事件、端的に言えば「イトマン事件」です。その原点と言われているのは、当時東証一部上場の雅叙園観光の簿外債務ですが、それをさらに遡ると、いわゆるブラックマネーが流れ込んだと言われる仕手戦があります。それらの後始末として、雅叙園観光が巻き込まれ、簿外手形が乱発されたことが「イトマン事件」の背景にあると言われています。私はこの「イトマン事件」に、特別捜査部で関与した経験があります。

こうした事件を通じて、当時私は「証券市場は恐ろしいところだな」、「不公正が野放しにされ、無法者が跋扈しているではないか」という認識を持ちました。

その後私は、東京地検特捜部の財政経済班の検事となります。平成11年のことです。また、東京地検特捜部の副部長、これは平成15年ごろですね。この東京地検特捜部時代に、監視委員会のいわばカウンターパートとして、検察サイドから告発を受理しての仕事をしていました。その頃にはもうインサイダーも規制されておりまして、監視委員会が調査した事件のバトンを引き継いで、証券市場の犯罪を捜査して訴追するという仕事に携わったとき、やり甲斐を感じましたね。証券市場が浄化されてきているのを感じました。

それからさらに15年ほどが経ち、今は監視委員会の内部に入ったわけですが、「ああ、証券市場の風景は変わったな」と思いました。今の証券市場は、公正性・透明性を世界に誇れる市場になったと実感しています。もちろん様々な国際化、IT化に伴う課題は多数ありますけれども、今は監視委員会も様々な不正に対処できるフル装備の機関になっています。

監視委員会は現在、対外発信、国際協力も担う総務課、悪質重大事案を刑事告発する特別調査課、法令違反取引を課徴金などで対処する取

引調査課、上場企業等のディスクロージャー違反を検査する開示検査課、業者の体制等を検査する証券検査課、基礎的な情報の収集、分析にあたる市場分析審査課の6課体制です。この体制により、監視委員会がかつての無法者を退治するという時期を経て、もちろん今も無法者は現れるのでそれにも対処しながらですが、それだけにはとどまらない機能を有する組織となりました。幅広く法令違反行為を摘発するための監視活動を行い、その問題事象の根本原因をよく分析して、その得られた教訓を関係機関に伝達して問題の未然防止、再発防止に努めるといふ、非常に幅広い機能をもって存在感を発揮できるようになったのです。このような組織で仕事ができるのは非常に感慨深く、やり甲斐も感じておりますと同時に、非常に重い責任を果たしていかなければと思っております。



長谷川充弘(はせがわ・みつひろ)委員長
＜略歴＞

昭和61年3月	大阪地方検察庁検事
平成10年4月	東京地方検察庁検事
15年4月	東京高等検察庁検事・東京地方検察庁特別捜査部副部長
20年1月	東京高等検察庁刑事部長
22年7月	最高検察庁検事
28年9月	広島高等検察庁検事長退官
28年12月	証券取引等監視委員会委員長

趣味は映画観賞と山歩き。岡本喜八作品など昭和20年～30年代の日本映画に造詣が深く、今も名画座に足を運ぶ。山は、槍・穂高連峰を望める燕岳や双六岳、蝶ヶ岳など、北アルプスを好む。

2. 委員会の取組みについて

このほど監視委員会は中期活動方針(第9期)を策定されましたね。活動方針のポイントを教えてください。

監視委員会の使命は、市場の公正性・透明性の確保および投資家の保護ということです。株式や金融商品に投資する場合、投資家の方はもちろん損失がないように考えて投資活動されるわけですが、確実に利益がでる保証はありません。その中で、投資者保護の本質は何かというと、ルールが守られ、そのことが信頼されることだろうと思います。

公正・透明な市場というのは、公正性なり透明性を担保する、法律を初めとしたルールがしっかりと守られることであります。この本質から導き出されるのは、やはり上場会社の適正なディスクロージャーであり、証券会社をはじめとする市場仲介者が顧客本位の立場で公正、中立な行動をとることでもあります。そして市場を利用する投資家もやはり自己規律をしていく必要があります、さらにプロフェッショナルな監視メカニズムが運用されていることが必要であろうと思います。我々は、そのプロフェッショナルな監視メカニズムの最高水準を目指し、自主規制機関等と連携し、日々活動する責務を負っていると考えております。これがこの活動方針の、いわばコアの部分であります。

これを実現するために、①公正性、②説明責任、③フォワード・ルッキングな視点、④実効性・効率性、⑤関係機関との協働、⑥最高水準の追求、この6つのバリューをこの監視委員会では、常に自分たちの日々の仕事の中に落とし込まなければいけませんし、不断の自己点検が必要であると思います。やはり我々は、常に市場の新しい動向を意識しながら、我々の仕事の

自己点検をして、PDCAサイクルによって、常に新しい課題を洗い出して検討していくことが必要になると思っております。

「フォワード・ルッキングな視点」とは何か、詳しくお聞かせいただけますか。

ひとつ、新しい自分たちの思想ができたように思います。つまり、起こった問題事例を調査して、それに課徴金の命令の勧告をする、あるいは刑事処罰を求めて告発するという活動を行うことはもちろん大切であります、それだけではなく問題の未然防止、あるいは再発防止にも努めなければなりません。未然防止の時に、将来に向けて一体どういう点に問題事例が起り得る素因・要因があるのかを見定めて、リスクを孕んでいる分野を重点的に監視することが求められると思っています。問題の未然防止のために、フォワード・ルッキングの視点が重要ということです。

私個人の思いも込めて申し上げますと、検事として色々な事件に関わってきている中で、例えば金融機関に問題のある貸付があって回収が困難になり、しかし相手方を破綻させることもできずに、いわゆる追い貸しなどをして、それが特別背任に問われたような事例を見てきました。あるいは上場会社が業績不振である時、あるいは不良債権を有した金融機関がその処理に窮していた時に、粉飾という手法で窮地を免れようとして問題を先送りしてきた事例も見ました。刑事事件になった時は本来の責任者はもう時効で、問題が表面化した時の経営者が厳しい責任追及の場に晒されることについて、私は複雑な思いを持ちました。企業に起こる犯罪というのは、ある意味で企業の病気です。病気は早く見つけ、きちんと再生できる適切な措置が講じられることが大事です。我々はただ単に違法行為、

法令違反を監視して摘発するだけでなく、法令違反が起こらないように未然防止に努め、問題を早期に見つけて是正する機会を提供することによっても、多くの企業、経営者、従業員の方々に利益をもたらす貢献ができると思っております。

経営者の責任追求というお話がありましたのでお尋ねしますが、東芝の件は今後どうなるのでしょうか。今時点でのお考えや、今後の見通しをお聞かせください。

個別の案件については、今後どうなるかの見通しなり方針を申し上げることは差し控えさせていただきます。いずれにしてもこの東芝の案件、あの不正会計は、約73億円の課徴金に値するような重大な開示違反です。そのようなことが、わが国を代表するようなグローバルな企業で行われたということは、きちんと受け止めるべきことと思っております。

先ほど少しお話にありましたが、IT化の進展や取引の高速化に伴い、従来と比較して変わった点や、課題は何でしょうか。

IT化は、証券業界、金融商品業界に限らず、社会全体が向き合っている課題です。言うまでもなく、IT化は市場に利便性をもたらします。色々な取引が迅速に行われるようになります。我々の監視活動にとっても、問題事例を抽出して分析していく上で有益なツールも提供してくれています。我々はITの発展のベネフィットを受け一方で、IT化に伴って生じてきた様々な法令違反の新しい事例がもたらす課題にも直面していると思っております。相場操縦を例にとれば、かつては悪い人たちが手分けして目立たないように証券会社に行って注文していましたが、今

は違います。デイトレーダーが複数のネット系の証券会社に口座を持って、一人芝居で相場操縦できます。これもIT化のもたらす弊害のひとつですよね。これは、昔の相場操縦とは意識が違うような気がしています。現実空間では罪悪感を伴うような行動が、ネット空間ではクリックひとつで簡単にできることによって、悪いことという実感を伴わない、いわば規範意識が鈍麻するという側面があるように感じています。そのことが、IT社会におけるネットを利用したタイプの相場操縦の新しい姿であり心理的側面であると思っています。

高速取引等により証券市場の価格形成のプロセスも変わってきていまして、これらについては我々監視委員会だけでなく、各関係者が英知を結集して法改正も含めて対処すべき大きな課題だと思っています。我々もその中で一定の役割をきちんと果たしていくことが重要と考えています。

3. 国際的な動向

証券市場のグローバル化についてはどのようにご覧になっていますか。

グローバル化については、我々だけではなく社会全体で色々な課題があると思いますが、証券市場でも海外からの発注が多くなっています。また、海外の証券会社が仲介する取引が非常に増えてきています。その中の法令違反行為にどう対処するかというのは、わが国の国内における法執行を超えている時にどうするか、それを海外当局とどう協力し合うかは、非常に重要な課題であると認識しています。

4. 読者へのメッセージ

最後に、本誌「経営財務」の読者にメッセージをお願いします。

企業が健全に発展を遂げていくため、あるいは証券市場が企業の価値と成長性を正しく判断する上で、財務状況を適切に反映した財務諸表が作成されること、必要な情報が遺漏なく開示されることは極めて重要です。これは、経済活動と市場の健全なる発展のための不可欠の前提

と言えます。この不可欠の前提に貢献されているのは企業の経理・財務部門をはじめとした皆様方であり、いわば極めて重要な社会のソフトインフラを担っておられるわけです。経済発展にはハード面だけではなくソフト面も大事です。そうした方々の専門的なスキルは、監視委員会だけではなく日本にとっても極めて貴重な財産です。皆様方には日頃より敬意を表しておりますし、今後益々のご活躍をご期待申し上げたいと思います。

(了)